

別表六の二(十)

30欄、39欄及び50欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

事業基盤強化設備等取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

連
結
事
業
年
度

法人名

()

個 別 所 得 金 額
(個別所得金額がない場合は0)

1

円

39欄

前連結税額の個別帰属額

事業基盤強化設備等取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「平成23年12月急措置法第68条の12第3項」

②区分番号に、「10069」

③適用額欄に、当該別表六の二(十)39欄の金額(円単位)

を記載してください

(4)と(7)のうち少ない金額)

調整前連結税額超過構成額
 $(29) \times \frac{(8)}{(28)}$

9

人

当期分の特別控除額
(8) - (9)

10

に

繰越税額控除限度超過額
(52)の計

11

前法人

調整前連結税額基準額
 $(32) \times \frac{(1)}{(25)}$

12

50欄

個別帰属額基準額

事業基盤強化設備等取得した場合の法人税額の特別控除(教育訓練費に係るもの)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「平成23年12月旧措置法第68条の12第5項」

②区分番号に、「10070」

③適用額欄に、当該別表六の二(十)50欄の金額(円単位)

を記載してください

等 教育訓練費に係る特別控除額の個別帰属額

教育訓練費の額

19

に

教育訓練費に係る特別控除額の個別帰属額
 $(50) \times \frac{(20)}{(41)}$

21

30欄

当期分の特別控除額の個別帰属額

22

事業基盤強化設備等取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「平成23年12月旧措置法第68条の12第2項」

②区分番号に、「10068」

③適用額欄に、当該別表六の二(十)30欄の金額(円単位)

を記載してください

当期税額控除可能額の合計額
(各連結法人の(8)の合計)

28

額

調整前連結税額超過構成額
(別表六の二(十七)「55の②」)

29

の

当期分の特別控除額の合計額
(28) - (29)

30

計算

繰越税額超過額の計算

総調整前連結税額基準額
 $(26) \times \frac{20}{100}$

31

円

総調整前連結税額基準額の残額
(31)又は(31) - (28)

32

繰越可能税額の合計
(各連結法人の(53の①)の合計)

33

繰越可能税額の合計
(各連結法人の(53の②)の合計)

34

繰越可能税額の合計

35

繰越可能税額の合計
(別表六の二(十七)「53の②」)

36

繰越可能税額の合計
(別表六の二(十七)「54の②」)

37

繰越可能税額の合計

38

当期分の特別控除額の合計額
(35) - (38)

39

労務費の額の合計額
(各連結法人の(19)の合計)

40

教育訓練費の額の合計額
(各連結法人の(20)の合計)

41

教育訓練費割合
 $\frac{(41)}{(40)}$

42

教育訓練費に係る税額控除割合
 $0.25\% \leq (42) \text{ の場合}$

43

教育訓練費に係る税額控除割合
 $0.15\% \leq (42) < 0.25\% \text{ の場合}$
 $(42) - 0.15\% \times 40 + \frac{8}{100}$
(小数点以下3位未満切捨て)

44

教育訓練費に係る税額控除限度額
(41) × (43)又は(41) × (44)

45

総調整前連結税額基準額
 $(26) \times \frac{20}{100}$

46

差引当期税額基準額残額
(46) - (46) - (28)又は(46) - (28) - (35)

47

当期税額控除可能額
(45)と(4)のうち少ない金額)

48

調整前連結税額超過構成額
(別表六の二(十七)「56の②」)

49

当期分の特別控除額
(48) - (49)

50

法人税額の特別控除額の合計額
(30) + (39) + (50)

51

連結事業年度又は事業年度

前期繰越額又は当期税額控除限度額

52

当期控除可能額

53

翌期繰越額
(52) - (53)

54

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

別表六の二(十)

平成二十四・四・一以後終了連結事業年度分